

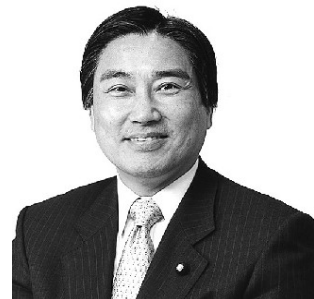
辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2009年4月24日 NO. 78

記録訂正の年金の現在価値確保！

2年ごしの主張・公約が参議院で成立！！

本日の参議院本会議で「年金支払遅延に係る加算金支給法」が成立。同法は、社会保険庁のズサンな年金管理によって支払いが行われず、年金時効特例法に基づいて遅れて支給された年金額に、遅れた間の物価上昇分を加算するもの。民主党の議員立法が端緒。私、辻泰弘が2年前から国会で主張し、2007年の参議院選挙の公約に掲げていた政策が実現しました。



<2007年7月 参議院議員選挙における辻泰弘の公約 = 選挙公報より抜粋 = >
「過去に遡って支払われる年金は、物価スライドにより実質価値を担保！」

<2007年6月28日 参議院厚生労働委員会における質疑（大臣は当時）>

辻泰弘：年金記録の回復により本来支払われていたはずの年金が遅れて支給される場合には、実質価値を担保すべきだ。実質価値を物価スライドによって担保し給付すべきだ。

15年前、20年前に本来支払われていたはずのものを現実の価値に引き直すということは、厚生労働省の裁量の範囲内だと思う。それはあってしかるべきだ。

柳澤厚生労働大臣：年金記録が訂正がされた場合、その訂正に見合って増加する給付を確保することが法律から授權を受けていること。遅延利息を付す旨の規定は設けられていない。

渡邊年金局長：これまでの判例等からいって遅延利息を付すような性格のものではない。

給付の価値というものを何らかの形でかさ上げすることができないのかという指摘だと思う。ある種の再評価であろうが、法律の根拠なく、運用で行うことはいかなるものかと考える。

辻泰弘：厚生労働省は血も涙もない。本来自らが果たしているべきであった、その時の価値を、何十年もたってそれを保証しない形で渡すという、厚生労働省の冷たさがあらためて明らかになった。行政の裁量の中でやり得ることだ。そのことを指摘し、求めていきたいと思う。

<「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」の概要>

「政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性に鑑み、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるような加算金(物価スライドを基本に算定)の支給に関し必要な事項を定める。」

ご意見、ご要望はお気軽にご連絡を。なお、本号は下記のホームページに掲載済。